

第 9 0 回 姫路市農業委員会総会議事録

開催日時 令和 6 年 1 1 月 2 5 日（月） 午後 1 時 3 0 分から午後 2 時 4 5 分
開催場所 姫路市役所 本館 1 0 階 第 3 会議室

農業委員の出欠状況及び署名委員

議席番号	氏 名	出 欠	署名委員	備 考
1	後 藤 明 彦	出席		
2	小 林 隆	出席		
3	森 下 光 春	出席		
4	大 西 正 紀	出席		
5	岡 本 富 博	出席		
6	船 引 政 則	出席		
7	嘉ノ海 敏 明	出席		
8	青 田 俊 則	出席		
9	沼 田 静 雄	出席		
10	嶋 田 秀 文	出席		
11	飯 塚 祐 樹	出席		
12	竹 内 己 良	出席		
13	橋 本 静 枝	出席		
14	小 林 弘 行	出席		
15	吉 田 勝 博	出席	○	
16	竹 内 光 明	出席	○	
17	福 永 信 幸	出席		会長職務代理者
18	青 田 誠	出席		会長職務代理者
19	田 摩 仁 志	出席		会長

その他の出席者 0 名

農業委員会事務局職員 4 名

議事内容

- 議案第1号 農地確認及び非農地確認について
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第5号 農地法第18条の規定による許可申請について
議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定及び農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積計画の決定について
報告第1号 農地法第3条の規定による許可申請等に係る聞き取り調査について
報告第2号 農地法第4条の規定による届出の専決について
報告第3号 農地法第43条第1項の規定による届出の専決について
報告第4号 農地法第5条の規定による届出の専決について
報告第5号 合意による解約等の通知について
報告第6号 県許可案件の許可状況について
報告第7号 農業経営改善計画（認定農業者）の認定について

	(令和6年11月25日 午後1時30分)
議 長	定刻となりましたので、只今から、第90回総会を開催致します。 【 議 長 挨 拶 】 現在の出席者数は、農業委員19名中19名の出席で過半数に達しており、会議は成立しております。 それでは、議案審議に先立ちまして、本日の議事録署名委員を議長より指名させていただきますのでよろしいでしょうか。
各 委 員	異議なし。
議 長	異議なしの声を得ましたので、本日の議事録署名委員を吉田勝博委員と竹内光明委員にお願いいたします。 それでは、これより議案審議に入ります。いずれも慎重審議をよろしく申し上げます。 議案第1号「農地確認及び非農地確認」について、事務局から説明をお願いします。
事 務 局	議案第1号（P1～P2）を説明する。 〔農地確認及び非農地確認について〕 説明に入ります前に資料の一部訂正をお願いいたします。 3番の案件でございますが、申請者から取下げがありましたので、削除をお願いいたします。 この度は、非農地確認の申請が6件提出されております。 1番です。 夢前町前之庄の田□□□□につきまして、「平成10年以前から住宅となっている」との申請です。 2番です。 夢前町山之内の田□□□□□につきまして、「昭和51年以前から公衆用道路

	として利用している」との申請です。 4 番です。 船津町の畑□□□につきて、「平成 1 0 年以前より、倉庫敷地として利用している」との申請です。 5 番です。 船津町の田□□□□□につきて、「平成 1 2 年以前より、住宅敷地として利用している」との申請です。 6 番です。 香寺町須加院の田□□□□につきて、「昭和 5 6 年より、住宅敷地として利用している」との申請です。 7 番です。 飾東町豊国の田□□□につきて、「平成 1 6 年以前より、原野となっている」との申請です。 現況は、いずれも申請どおりの内容となっており、5 番を除き各担当委員から「適当である」との意見を頂いております。なお、5 番の案件については、事務局の現地確認においても現況が非農地であると確認しており、北東部地区農政協議会におきましても非農地として確認することに問題はないとの意見をいただいております。 北西部地区及び北東部地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。 以上で説明を終わります。どうぞよろしく、ご審議お願いいたします。
議 長	有難うございます。 只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問、その他補足事項はございませんか。
委 員	7 番について、当該申請地の範囲が不明瞭であった。
事 務 局	申請地の境界は、農業委員会では決定する立場にありませんので、申請人に申請書上で明記してもらっています。今回の申請地は、一帯が原野化しており、境界は特に問題ないものと判断しました。
議 長	ほかに、なにかございますか。
各 委 員	・・・。
議 長	ないようですので、承認とすることよろしいでしょうか。
各 委 員	異議なし。
議 長	「異議なし」の声を得ましたので、承認と致します。 次に、議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」について、事務局から説明をお願いします。
事 務 局	〔農地法第 3 条の規定による許可申請について〕 議案第 2 号（P 2 ～ P 5）を説明する。 農地法第 3 条の規定による許可申請について、この度は、2 0 件の申請が提出されております。参考資料もあわせてご覧ください。 所有権の移転が 1 8 件、使用貸借権の設定が 2 件となっており、2 番、5 番、2 0 番が市街化区域の案件である外は、いずれも調整区域または都市計画区域外の案件です。申請地は、7 番と 9 番は譲受人の耕作地であることを除きいずれも譲渡人・貸人の「自作地」で、譲受人・借人は、いずれも「個人」となっており

飾東町山崎の田□□□□につきまして、飾東町山崎の□□□□□が、□□□□

	□□から「贈与を受けたい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、耕作面積は□□□□□□になる予定です。作付作物は「水稻」となっております。 19番です。 花田町上原田の田□□□□□□につきまして、飾東町庄の□□□□□□が、□□□□□□から「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、耕作面積は□□□□□□になる予定です。作付作物は「露地野菜」となっております。 20番です。 花田町上原田の田□□□□□□につきまして、花田町上原田の□□□□□□□が、□□□□□□から「贈与を受けたい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、耕作面積は□□□□□□になる予定です。作付作物は「水稻」となっております。 いずれの案件も、各地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。 以上で説明を終わります。どうぞよろしく、ご審議お願いいたします。
議 長	有難うございます。 只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等はございませんか。また、報告や補足説明等ございますか。
委 員	2番の譲渡人と3番の譲受人の関係は、親子ですか。
委 員	そうです。親子になります。
委 員	3番の譲受人は耕作面積が□□□で相当広いですが、耕作はきちんとされていますか。
委 員	きちんと管理されています。果樹も植えられています。
委 員	5番の案件は、申請地の一部の名義変更ですか。
事 務 局	当該申請地は一度5条の転用届が提出されていまして、その後、今回の譲受人が以前に所有されていた部分について造成前に買い戻したとのことです。許可後、当該部分を分筆し名義変更するとのことです。
議 長	ほかに、なにかございますか。
各 委 員	・・・。
議 長	ない様ですね。 新規農家の聞き取り調査についてですが、地区協議会の意見では、1番については必要、2番につきましては必要なし、との意見でしたが、こちらについてなにかご意見等ありますでしょうか。
各 委 員	・・・。
議 長	特にない様ですので、それでは、総会規定に基づき、採決します。許可相当と判断される方は挙手をお願いします。
各 委 員	(全員挙手)
議 長	全員の挙手をいただきましたので、本案件許可相当といたします。

事務局

また、新規農家の聞き取り調査については、1 番について実施することに決定します。

それでは続きまして、議案第 3 号「農地法第 4 条の規定による許可申請」及び「農地法施行規則第 2 9 条第 1 号の確認」について、事務局から説明をお願いします。

議案第 3 号（P 6）を説明する。
〔農地法第 4 条の規定による許可申請について〕

農地法第 4 条の規定による許可申請について、この度は、1 件の申請が提出されております。参考資料もあわせてご覧ください。

調整区域の船津町の田 2 筆□□□□□□□につきまして、「住宅敷地を拡張したい」との転用の申請です。申請地の農地区分は、集団性のある農地等の「第 1 種農地」に該当すると考えておりますが、不許可の例外である「既存施設の 2 分の 1 以下の拡張」に該当するものとして申請されております。「代替地の有無」につきましては、「他に事業目的に適した代替地はない」となっております。現況はすでに住宅敷地として利用しカーポートとプレハブ倉庫が設置されており、このことにつきまして始末書が添付されております。「周辺農業への支障のおそれ」につきましては、転用目的に照らして汚水の排水等は認められないことから、周辺農業への支障はないものと考えております。

北東部地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。本日の審議の結果を意見として、県に送付したいと考えております。

〔農地法施行規則第 2 9 条第 1 号の確認について〕

続きまして、農地法施行規則第 2 9 条第 1 号の確認について、ご説明いたします。2 0 0 ㎡未満の農地を農業用倉庫などの農業用施設用地に利用する場合は、農地法第 4 条の規定による県知事の転用許可は不要となっておりますが、これに該当することの確認願として 2 件提出されております。

どちらも、「周辺農業への支障のおそれ」につきましては、転用目的に照らして汚水の排水等は認められないことから、周辺農業への支障はないものと考えております。

1 番です。

夢前町神種の畑の一部□□□□□□につきまして、「農業用倉庫として利用したい」との確認申請です。現況はすでに農業用倉庫として利用されております。

2 番です。

飾東町山崎の田□□□□□につきまして、「農業用倉庫として利用したい」との確認申請です。現況はすでに農業用倉庫として利用されております。

どちらの案件も、北西部地区及び北東部地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく、ご審議お願いいたします。

議長

有難うございました。
事務局の説明その他について、ご意見、ご質問等ございませんか。

各委員

・・・。

議長

それでは採決します。許可相当とすることに賛同いただける方は挙手をお願いします。

各委員

（全員挙手）

議長

全員の挙手を確認しましたので、許可相当とします。

6 番の不同意理由が、住宅への太陽光パネルからの反射光への心配が理由の様ですが、これは考慮の対象になりませんか。

事 務 局	この方の心配は、将来的に住宅を建てた場合のことです。業者においてもシミュレートしてみたが、反射する光があたる可能性はあるとのことだそうです。ここでは、農地法において審議していくことになりますので、ここでは申請地を転用した場合の周辺農業への支障について考慮していくことになりますので、申請地における事業による影響は、事業主が対処する問題になると考えています。どちらも、同意できない理由が付近の営農への支障とは無関係なものと考えており、農地法としてはこれをもって不許可としての判断は難しいと考えています。
議 長	ほかに、なにかございますか。
各 委 員	・・・。
議 長	それでは、承認することよろしいでしょうか。賛同いただける方は挙手をお願いします。
各 委 員	(全員挙手)
議 長	全員の挙手を確認しましたので、許可相当とします。 次に、議案第5号「農地法第18条の規定による許可申請」について、事務局より説明をお願いします。
事 務 局	議案第5号（P9）を説明する。 〔農地法第18条の規定による許可申請について〕 農地法第18条第1項に基づく賃貸借の解除について、市街化区域で1件の申請が提出されております。 通常、賃貸借の当事者双方が解約に合意し、18条第1項第2号に基づく合意解約の通知として手続きされるものですが、この案件は双方の合意が成立しなかったことから、その一方からの申請となっております。 市街化区域の西今宿の田□□□□につきまして、所有者である□□□□□から「農地の賃貸借の解除について許可を受けたい」との一方申請です。賃借人は□□□□□となっております。参考資料も併せてごらんください。 「賃貸借の解約をしようとする事由」につきましては、賃料（小作料）は年2万円で毎年10月頃に現金で支払ってもらっていたが、2年前（令和4年）の10月に所有者側から「少しだけ小作料を値上げしたい」と打診したところ、賃借人の□□□□□は「それならもう田んぼは返す」との返事であったが、合意解約の書類への署名を断り続けている。それ以降耕作はしておらず現在耕作放棄地となっており、小作料も令和5年分と令和6年分の支払いがない状態であるため、本件農地にかかる賃貸借契約を解除してもらいたく申請した。とのことです。 第18条第1項において「農地又は採草放牧地の賃貸借の当事者は、政令で定めるところにより県知事の許可を受けなければ、賃貸借の解除をし、解約の申入れをし、合意による解約をし、又は賃貸借の更新をしない旨の通知をしてはならない。」こととされており、その許可を受けることができる場合として、第1号から第6号の場合が規定されております。この案件につきましては、「第1号賃借人が信義に反した行為をした場合」として「賃借人の借賃の滞納、不耕作」に該当するものとして申請されております。 なお、賃借人につきまして、農業委員会の小作台帳上の借人である□□□□□はすでに亡くなっており、現在のところ農地法第3条の3の規定による小作権の相続についての届出がなされていないことから、小作権の相続人としては□□□□□のほかに2名がいることとなっておりますが、許可申請書によりますと、その2名は本件農地に全く関与しておらず賃借人にあたらない、との主張がなされております。 事務局において□□□□□を訪問し、小作権の相続及びこの許可申請に対する

	意見を確認したところ、小作権の相続については自分が相続しているが書面化はしていないとのことで、また、当該農地はすでに返還したとの意思は確認できたものの、どちらも書面化することについては頑として拒まれました。このことに対し、西今宿農区総代の仲裁があったことから、賃借人である□□□□□の意思の書面化の同意を得るに至り、参考資料として添付しているとおり、「私が相続して耕作してきましたが、年2万円を小作料として支払っていましたが、突然年10万円の小作料を提示され、耕作意欲を喪失して返還することにしました。」との書面の提出を受けております。 あわせて所有者である□□□□□から合意解約の承諾の書面の提出もあったことから、これをもって、合意解約が成立したものと取り扱いたいと考えております。なお、この18条一方解約の許可申請の取扱いについては、この合意解約の成立をもって取り下げをしてもらう予定としております。 以上で説明を終わります。どうぞよろしく、ご審議お願いいたします。
議 長	貸人と借人が解約に合意した場合は、合意解約として報告案件の合意による解約等の通知になります。合意が成立せずどちらか一方の申請の場合は、解約に県知事の許可が必要になります。今回の案件は、貸人からの一方申請となっています。 只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。
各 委 員	・・・。
議 長	特にないようですので、それでは、合意解約の成立として決定することによってよろしいでしょうか。
各 委 員	異議なし。
議 長	「異議なし」の声を得ましたので、決定致します。 次に、議案第6号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定及び農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積計画の決定」について、事務局より説明をお願いします。
事 務 局	議案第6号（P10～P11）を説明する。 〔農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定及び農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積計画の決定について〕 農地中間管理事業にかかる農地の貸し借りにつき、市農政総務課より農用地利用集積計画の決定についての意見を求められているものでございます。中間管理機構である「（公社）ひょうご農林機構」が借り受ける農地について受け手を選定し、市が作成した農用地利用集積計画案につきまして、農業委員会の意見を求められているものでございます。農業委員会としましては、農地法3条の許可基準を準用して、決定及び意見をいただいているものでございます。 この度の権利設定は、総計として、新規の設定が「9件、19筆、18,991㎡」、再設定が「13件、16筆、15,772㎡」の計画となっており、市が12月27日付で公告を行います。 案件の説明に当たりまして、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、「自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない」とこととされております。8番と9番が□□□□の案件となっておりますので、まず、それ以外の案件についてご審議をお願いいたします。別紙参考資料をご覧ください。 1番から7番、10番から22番について、新規の設定が「7件、17筆、14,341㎡」、再設定が「13件、16筆、15,772㎡」の計画となっております。

	各地区農政協議会におきましては、特に問題点はでておりません。本日の審議の結果を、市農政総務課へ送付したいと考えております。 以上、農用地利用集積計画の決定につきまして、どうぞよろしくご審議お願いいたします。
議 長	只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。
各 委 員	・・・。
議 長	それでは、承認することよろしいでしょうか。
各 委 員	異議なし。
議 長	「異議なし」の声を得ましたので、承認致します。 【□□□□関係の案件】
議 長	それでは、□□□□、ご退室をお願いします。 【□□□□ 退室】
事 務 局	それでは、8番と9番についてご説明いたします。 この度は、新規の設定が「2件、2筆、4, 650㎡」の計画となっております。北西部地区農政協議会におきまして、特に問題点はでておりません。 以上、どうぞよろしくご審議お願いいたします。
議 長	只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。
各 委 員	・・・。
議 長	それでは、決定することよろしいでしょうか。
各 委 員	異議なし。
議 長	「異議なし」の声を得ましたので、決定致します。 【□□□□ 入室】
議 長	□□□□の案件は決定となりましたので報告します。 次に、報告事項に入ります。 報告第1号について、事務局から説明をお願いします。
事 務 局	報告第1号（P12）を説明する。 〔農地法第3条の規定による許可申請等に係る聞き取り調査について〕 農地法第3条の規定による許可申請の決定に係る聞き取り調査について、10月にご審議いただきました新規農家1件の聞き取り調査を、11月6日に実施していただきました。 当日は、本人が来庁され、担当委員から、本人の営農意欲、農機具等の状況、通作距離の確認、営農計画の聴取等、営農指導をいただき、誓約書も提出されましたので、同日付にて許可書を交付しておりますことを報告いたします。
議 長	報告ありがとうございます。

委 員

議長

各 委 員

議長

事務局

議長

委員

委 昌

議長

各 委 員

議長

事務局

農作物栽培高度化施設は、水耕栽培や温度・湿度管理、収穫用ロボットの導入等の必要により、農業用ハウス等の底面を全面コンクリートにする場合には、あらかじめ農業委員会に届出をすれば、農地転用許可が不要となる仕組みで、固定資産税は農地課税のままの取り扱いとなります。

□□□□□□□□□□の施設内容としましては、栽培スペース及び附帯する作業スペースを土間コンクリートで固め、人工光型植物工場でのイチゴ水耕養液栽培を行う計画となっており、施設の構造等基準を満たしております。賃借地を施設用地に利用することに関して、土地所有者の同意書が添付されています。留意事項としましては、農作物栽培高度化施設において農作物の栽培が行われないことが確実となった場合には、当該施設において行われる農作物の栽培を耕作とみなすことができず、法第4条第1項の規定に違反することとなり、当該施設を撤去して農地に復元するか、農地転用の許可をとることになります。

なお、農地法第43条第1項の規定による届出につきましては、会長専決となっており、既に受理書を交付しておりますので報告させていただきます

議 長

有り難うございます。ご意見ご質問等ありますか。

各 委 員

・・・。

議 長

特にないようですので、確認いたします。
次に、報告第4号について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局

報告第4号（P14～P19）を説明する。
〔農地法第5条の規定による届出の専決について〕

市街化区域内農地の5条転用案件で、こちらも、10月11日から11月7日の間に受け付けたもの29件につきまして、法定要件を満たしており、特に問題がないものとして、事務局長専決により受理書を交付しましたことをご報告いたします。

議 長

有り難うございます。何かご質問等ございませんか。

各 委 員

・・・。

議 長

ないようですので、確認とすることをお願いします。
次に報告第5号について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局

報告第5号（P20～P21）を説明する。
〔合意による解約等の通知について〕

合意による解約等の通知について、この度は、賃貸借契約の解約の通知が3件、使用貸借契約の解約の通知が5件ございました。
そのうち、利用権に該当するものは2件です。
賃貸借契約の解約に伴う離作補償につきましては、いずれも「無償」となっております。
以上、合意による解約等の通知につきまして、ご報告いたします。

議 長

有り難うございます。なにか、ご質問等ございませんか。

各 委 員

・・・。

議 長

ないようですね。
次に報告第6号について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局

報告第6号（P22）を説明する。
〔県許可案件の許可状況について〕

議長

事務局

報告は、以上です。

議長

各委員

議長

事務局

[illegible]

[illegible][illegible]

以上で説明を終わります。どうぞよろしく、ご審議お願いいたします。

議 長	只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。
各 委 員	・・・。
議 長	特にないようですね。では、全員賛成で決定とします。 以上で、本日の議題は、すべて終了しました。 全体を通して、何かございますか。
各 委 員	・・・。
議 長	ないようですので、それでは、本日の会議はこれで終了します。有り難うございました。 (午後２時４５分 終了)

議事録署名委員

(議長)

田 靡 仁 志

(署名委員)

吉 田 勝 博

(署名委員)

竹 内 光 明
